

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 27 日

各 都 道 府 県
市 町 村 保育主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

「社会福祉連携推進法人の認定等について」の周知について（依頼）

保育行政の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

社会福祉連携推進法人（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）第 2 条の規定による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（以下「法」という。）第 128 条第 1 号イに規定する社会福祉連携推進法人をいう。以下「連携推進法人」という。）については、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人（法第 22 条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）の経営基盤の強化を図るため、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組を行う新たな法人制度として創設されるものです。

令和 4 年 4 月からの施行に向け、今般その認定や事務の内容に関して、当省社会・援護局より別添のとおり通知されていますので、共有します。

本制度については、先般公表しました「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の取りまとめにおいても、「法人間の連携による人材確保や効率的な研修の実施等を図るため、地域での活用が期待される仕組みである」とされており、本制度の活用促進に向けて、別紙も御参考の上、管内の私立保育所等を中心に、本制度について広く周知いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・別紙 概要
- ・別添 1 社会福祉連携推進法人の認定等について
(社援発 1112 第 1 号令和 3 年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局長通知)
- ・別添 2 社会福祉連携推進法人について
(参考) 令和 3 年 12 月 社会・援護局福祉基盤課自治体説明会資料
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000871327.pdf>

(概要)

【連携推進法人の行う業務について】

次の①から⑥までに掲げる業務の全部又はいずれかを行おうとする場合に、連携推進法人に係る認定を受けることができます。

- ① 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援（地域福祉支援業務）
 - ・ 社員（連携推進法人を構成する各社会福祉法人等を言う。以下同じ。）間の情報共有や連絡調整、ノウハウの共有等といった連携強化のための支援を行うものであり、例えば保育所におけるこども食堂や障害児等との交流事業の実施に当たっての社員間の情報共有や連絡調整、ノウハウの共有等といった連携強化のための支援を行うことが考えられます。
- ② 災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援（災害時支援業務）
- ③ 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援（経営支援業務）
 - ・ 社員間の経営ノウハウ等に関する情報共有や、コンサルティングの実施が含まれ、例えば保育所における行政手続等の事務処理を代行することなども含まれます。
- ④ 資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援（貸付業務）
- ⑤ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修（人材確保等業務）
 - ・ 社員間の人事交流の支援等の取組や、学生に対する職場体験の調整等福祉の仕事の魅力を発信するための取組等を社員間で連携して行うことが考えられます。また、社員合同での採用活動等の人材確保支援や、出向等社員間の人事交流の調整、社員合同での研修の実施等も含まれます。
- ⑥ 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給（物資等供給業務）

【認定申請等の手続について】

連携推進法人として認定を受けようとする場合には、認定所轄庁に対し、定款や社会福祉連携推進方針（事業を行う区域や事業の内容を記載し、社員総会の決議を経たもの）等の必要な申請書類を提出し、申請する必要があります。認定所轄庁は、基準に適合すると認めるときは連携推進法人として認定をすることができます。

※ 主たる事務所が市（特別区を含む。）の区域内にある連携推進法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えない場合は市長（特別区の区長を含む。）、主たる事務所が指定都市の区域内にある連携推進法人であってその行う事業が1の都道府県の区域内において2以上の市町村の区域にわたる場合は指定都市の長 等 （詳細は別添P28参照）